

富山県水質環境計画の進捗状況

1 計画の指標の達成状況

指標名	計画策定時 (R3)	最新 (R6)	目標 (R8)
【水質環境基準達成率】			
河川	100%	100%	100%
湖沼	100%	100%	100%
海域	100%	88%	100%
【保全活動参加人数】	1,215 人	6,960 人 (R4~6 累計)	9,000 人 (累計)
【水質汚濁事故件数】	35 件	30 件	25 件以下

2 計画期間中に生じた課題等について

(1) 海域のCODが環境基準未達成

- ・ これまで夏季を中心にCODが基準値を超過する地点があったが、近年は秋季にも基準値を超過し、環境基準未達成となる地点が発生している。
 - ・ 原因については海水温の上昇により夏季以外でも内部生産が活発化していること等が考えられるが、現状は不明。
 - ・ 原因が自然由来の場合、今後も環境基準未達成が続く可能性がある。
- ⇒ 令和7年2月に「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」が一部改正され、A～B類型の海域については、有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない場合には、CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよいものとされた。
(ただし、CODの常時監視は継続して行う必要あり)

(2) 大腸菌数が環境基準未達成

- ・ 河川や一部海域において、大腸菌数が環境基準未達成となっている。
- ・ 原因については事業場等からの排出に加え、野生生物の影響等が考えられるが、現状は不明。
- ・ 引き続き状況を注視するとともに、原因究明について検討を行う。

(3) 水環境保全活動について

- ・ 水環境保全活動への参加者は増加しているものの、高齢化や後継者不足等により活動が衰退している団体がある。
- ・ 現状、水質環境は良好に保たれているが、引き続き良好な環境を保っていくには県民が豊かな環境に愛着を持ち、身近な生活環境の保全に取り組むことが必要。
- ・ 活動団体のニーズを把握し、必要な支援を行っていく必要がある。

表1 水環境保全活動の参加者数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
参加者(人)	1,139	1,628	2,251	1,883	2,826

(4) 水質汚濁事故について

- ・ 毎年 30 件程度の水質事故が発生している。
 - ・ 工場・事業場については、事故防止の啓発活動の効果もあり、近年大規模な事故の発生はなく、件数も横ばいとなっている。
 - ・ 一方で啓発が難しい交通事故・船舶事故に由来する油流出事故や流出の規模が小さく原因が確認できない事故が増えてきている。
- ⇒ 指標について、一律に事故発生件数で評価するのではなく、原因別の事故件数で評価する等、見直しの余地あり。

表 2 水質汚濁事故発生件数の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7 ^{※1}
工場・事業場由来	12 (34%)	9 (24%)	16 ^{※2} (53%)	9 (30%)	3 (16%)
一般家庭	7 (20%)	5 (14%)	4 (13%)	5 (17%)	2 (11%)
交通事故等由来	5 (14%)	9 (24%)	6 (20%)	6 (20%)	11 (58%)
原因不明	11 (31%)	14 (38%)	4 (13%)	10 (33%)	3 (16%)
総数 (件)	35	37	30	30	19

※1 R7 は 12 月末時点の状況

※2 能登半島地震に起因する事故を含む

(5) 新たな規制への対応

- ・ 有機フッ素化合物 (PFAS) の内、水質汚濁防止法 (水濁法) の要監視項目に設定されているペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) については、令和 6～7 年度に県及び富山市が実態調査を実施し、河川及び地下水において指針値 (PFOS 及び PFOA の合算値で 50ng/L) を超過する地点がないことを確認した。
- ・ 令和 8 年 6 月より PFAS の一種である「PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸) 関連物質」が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)」の第一種特定化学物質に指定されることから、今後、PFHxS が水濁法の要監視項目に追加される可能性がある。
- ・ 引き続き国の動きを注視し、新たな規制物質等が追加された場合には適切に対応をしていく必要がある。